

千葉県告示第812号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1項第1号の規定により告示します。

令和元年10月1日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
特別養護老人ホーム ゆうゆう苑指定共生 型通所サービス  千葉県花見川区犢橋 町10	社会福祉法人鳳雄会  千葉県花見川区犢橋 町675  理事長 黒田 明美	令和元年 10月1日	1250101498	共生型児童発 達支援